

# 私の育休報告

当会では、2歳未満の子を養育する会員に対し、子の出生日から2年以内に申請することにより、12か月分（多胎出産の場合は18か月分）の会費免除を行っています。

本コーナーでは、当該免除制度を利用した会員の報告書をご紹介します。



No.

27

## 弁護士保活事情とベビーシッターの活用法

女性会員（66期）

私は保活に苦労しましたので、弁護士の保活事情についてご報告します。

私の住む自治体では、個人事業主は産後半年以内に復帰しない限り「求職中」扱いとなり、認可保育園の選考にあたって低い点数しか付されず、入園が困難な状況でした。自宅周辺には認証保育園が無いため、どうにか認可保育園に娘を入園させたかった私は、役所に何度も電話を掛けて「私は法律事務所の勤務弁護士であり、事務所には育休制度があるため、半年以上休んだとしても復職することが約束されている。「求職中」ではなく、会社員と同様に「育休中」と認めてほしい」と交渉したのですが、「育児介護休業法に基づく育休でない限り「育休中」として扱うことはできない」と言われてしまいました。

そこで私は、まだ幼い娘をベビーシッターに預けて早期に復職するという道を選択せざるを得ませんでした。しかし、ベビーシッターも人材不足が深刻なようで、定期的に来てもらえ、かつ安心して任せられる人が見つかるまで、10社以上の業者に登録して交渉を続けました。幸い産後半年までに良い方を見つけることができ、私も早期に復帰したことで、4月には認可保育園に入園するともできましたが、娘と一緒にいられる期間が予定よりも早く終了してしまったことはとても残念に思います。

弁護士は個人事業主が多いですが、個人事業主には育児介護休業法上の育児休業がないため、産後57日以降の「育休」期間をどのように扱うかという問題があります。自治体によっては、個人事業主について、産後6か月以上を求職中と同じように扱ったり、2人目の出産57日以降は1人目が保育園を退園しなければならない扱いとするなど、さまざまに異なる扱いがなされています。“保活”にあたっては、お住まいの自治体に問い合わせる等して、事前に計画を立てることが有益です。

また、ファミリーサポートセンター・シルバーハウスなどの育児サポート制度についても、活用のしやすさ等が自治体によって異なりますので、お住まいの地域に応じてご活用ください。

これから出産される方にお勧めしたいのは、早めにお住まいの地域の保活事情を把握され、選択肢を増やす意味で、ベビーシッターの派遣業者にも複数登録しておくことです。ベビーシッターは、保育園に通い始めた後も、病児保育などをお願いできるので助かります。

No.

28

## 案するより産むがやすし

女性会員（61期）

今回は、第3子のための育児休暇でした。上の子二人は保育園に通っていますが、手助けしてくれる親族が近隣にいないこともあります。今回はファミリーサポーター・ベビーシッターも利用しました。

当初、生活感のあふれる家に来てもらうことは抵抗もありましたが、実際に来ていただくようになるとすぐに慣れました。

第1子、第2子のときは、業務時間の予定が立たず苦労しましたが、サポーターの方に来てもらっていると業務の予定を立てやすくなりました。また、サポーターの方を定期的に利用すると、保育園に入りやすくなるという利点もありました。サポーターの方はごく近所にお住まいでの私としてはかえってベビーシッターよりも安心して任せることができました。

対価をお支払いしているので、親族よりも気兼ねなく頼むことができるというのも利点であり、ファミリーサポーターの方の助力は、仕事復帰の上で大変助けとなりました。

N

